

## 令和6年度 所定疾患施設療養費算定状況の公表について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

### ○所定疾患施設療養費(Ⅰ)について

対象となる所定疾患:肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪

1. 上記疾患により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定します。
2. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定します。
3. 算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
4. 所定疾患施設療養費は緊急時施設療養費と同時算定できない
5. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表します。

### ○対象疾患と主な検査・治療内容

肺炎	採血検査、点滴、内服など
尿路感染症	検尿、点滴、内服など
带状疱疹	点滴、内服、軟膏塗布など
蜂窩織炎	点滴、内服など
慢性心不全の増悪	点滴、内服、酸素投与など

### ○所定疾患施設療養算定状況

所定疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数					1		1			1		3
	日数					7		7			7		15
尿路感染症	人数		1		2		1		1	1	1		
	日数		5		14		7		7	7	7		
带状疱疹	人数				1								
	日数				7								
蜂窩織炎	人数			1			1						
	日数			5			7						
慢性心不全の増悪	人数										2		
	日数										14		

### ○所定疾患施設療養費(Ⅱ)について

算定なし